

愛媛県行政手続条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県行政手続条例 平成 7 年12月22日 条例第48号</p> <p>(目的等)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第 3 条第 3 項において同法第 2 章から第 5 章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 省略</p>	<p>愛媛県行政手続条例 平成 7 年12月22日 条例第48号</p> <p>(目的等)</p> <p>第 1 条 この条例は、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第 3 条第 2 項において同法第 2 章から第 5 章までの規定が適用されないこととされた処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が県民にとって明らかであることをいう。）の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 省略</p>